第 5 章　調査結果に基づく課題分析と今後の方向性

5.1　立候補検討から決断までの壁

立候補を断念した人と実際に立候補を決断し当選した地方議会議員の調査結果（4 章掲載）を比較し、立候補を断念した女性と立候補を決断し当選した地方議会議員の女性との差は何か、立候補を検討してから断念するまで、又は決断するまでに、どのような障壁があるかを考察する。

立候補を断念した人の調査結果において「初めて立候補を検討したきっかけ又は後押しになったもの」では、男女ともに「社会課題を解決したい、政治を変えたいという思い」（女性 41.2%、男性 58.4%）と回答した割合が最も高く、次いで女性は「女性の声を政治に反映させたいという思い」（35.8%）、「町内会等の地域活動への参加」（17.8%）であった（図 4-1-11）。

（立候補を断念した人）

図 4-1-11 初めて立候補を検討したきっかけ又は後押しになったもの（MA）：基本集計結果（再掲）

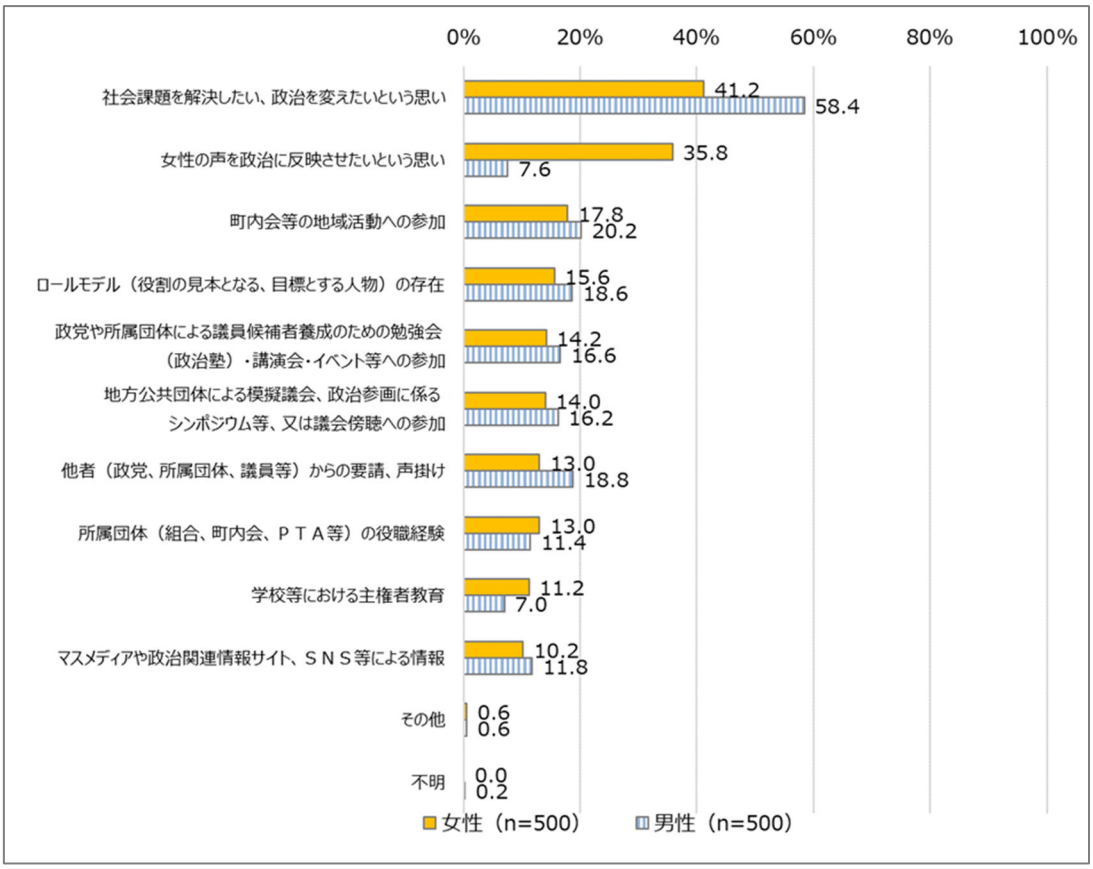

一方、地方議会議員の調査結果において「初めて立候補を決断したきっかけ又は後押しになったもの」では、女性は「他者（政党、所属団体、議員等）からの要請、声掛け」（64.9%）と回答した割合が最も高く、次いで「社会課題を解決したい、政治を変えたいという思い」（59.0%）、「女性の声を政治に反映させたいという思い」（56.1%）であった（図 4-3-14）。

（地方議会議員）

図 4-3-14 初めて立候補を決断したきっかけ又は後押しになったもの（MA）：基本集計結果（再掲）

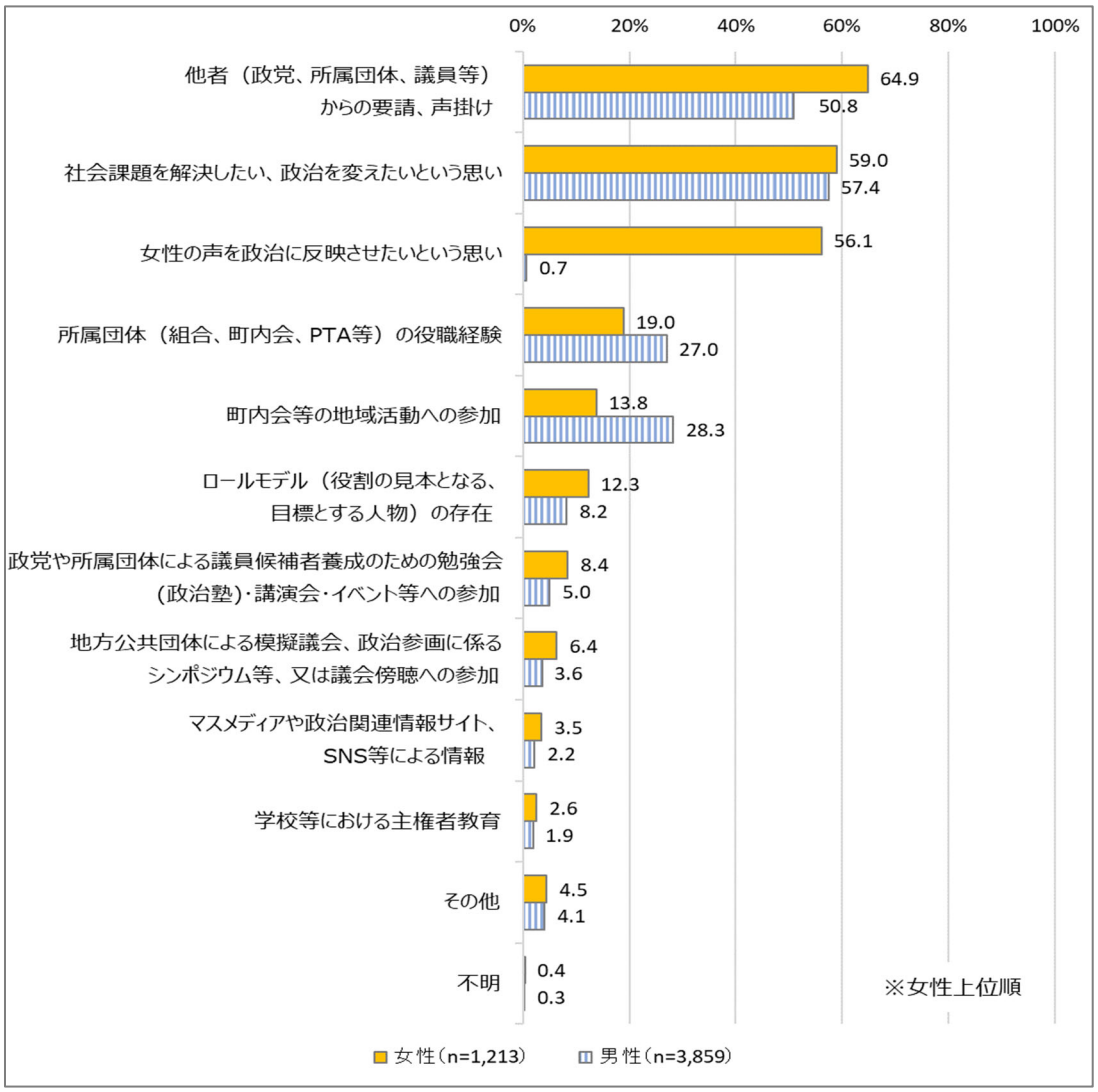

地方議会議員の女性と立候補を断念した女性を比較すると「他者（政党、所属団体、議員等）からの要請、声掛け」は 51.9 ポイントもの差があった。

立候補の検討までならば、社会課題を解決したいという思いなどの自発的意識や行動がきっかけや後押しとなるが、立候補の決断に際しては、政党、所属団体、議員等からの要請、

声掛けが非常に大きな後押しになると思われる。

さらに「誰からの要請を受けたか」について、立候補を断念した人の回答をみると、女性では「所属団体（組合、町内会、PTA 等）関係者」と回答した割合が最も高く（30.8.%)、次いで「町内会役員等地元の有力者」(29.2%)、「政党関係者（議員を除く)」(16.9%)であった（図 4-1-14)。

（立候補を断念した人）

図 4-1-14 誰からの要請を受けたか（SA）：基本集計結果（再掲）

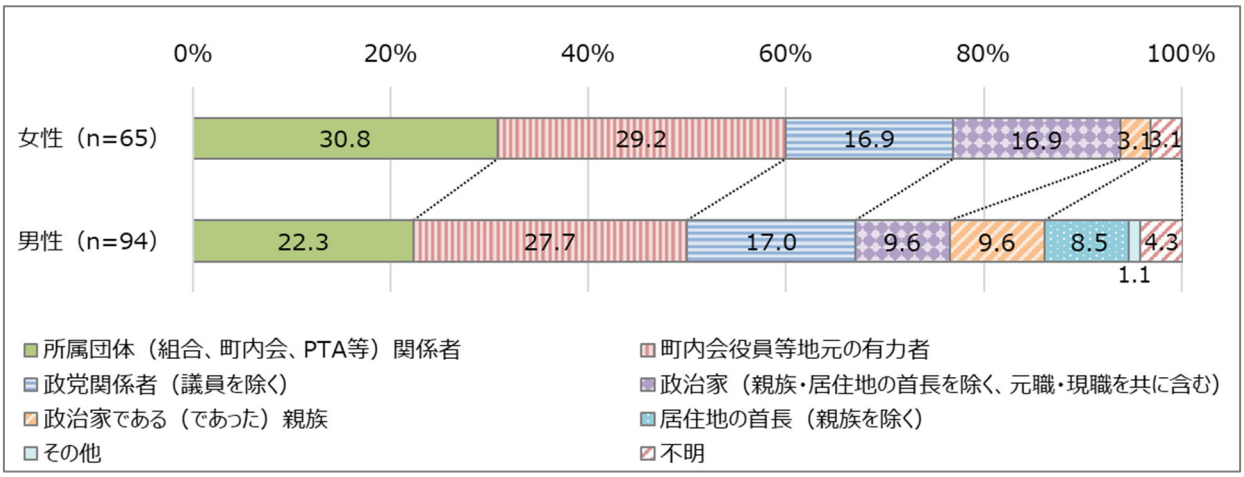

一方、地方議会議員の回答をみると、女性では「政党関係者（議員を除く)」(42.7%）と回答した割合が最も高く、次いで「政治家（親族・居住地の首長除く、現職・元職を含む)」(28.6%)、「所属団体（組合、町内会、PTA 等）関係者」(11.2.%）であった（図 4-3-18)。

（地方議会議員）

図 4-3-18 誰からの要請を受けたか（SA）：基本集計結果（再掲）

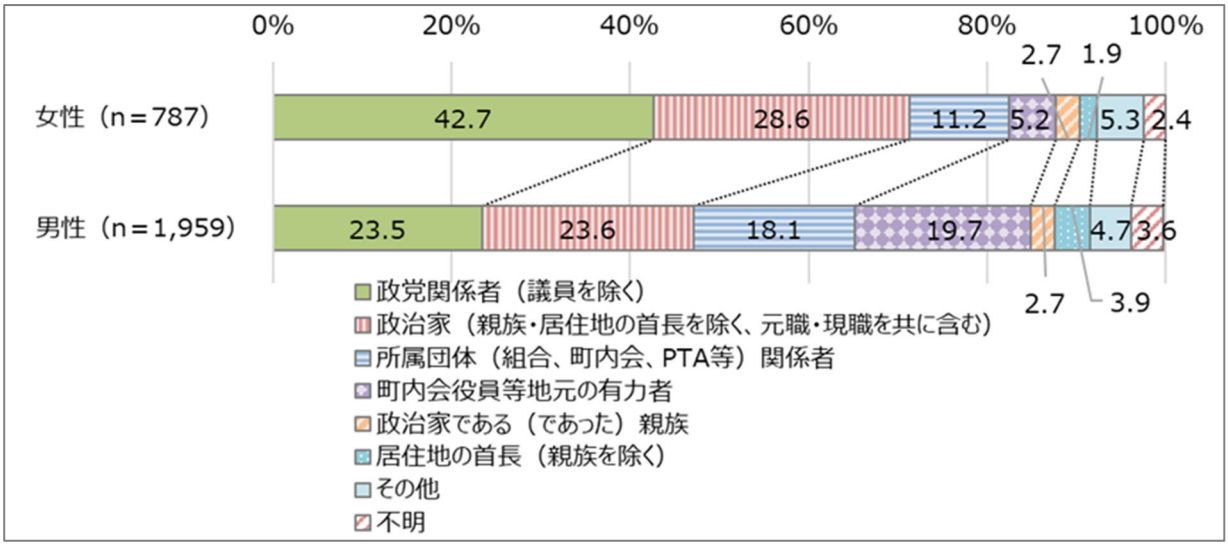

地方議会議員の女性と立候補を断念した女性を比較すると、「政党関係者（議員を除く）」は 25.8 ポイントの差、「政治家（親族・居住地の首長除く、現職・元職を含む）」は、11.7 ポイントの差があった。

こうした結果を踏まえると、女性の立候補決断の後押しとして、多様な主体との関わりを持つことが重要であると考えられるが、中でも、政党・政治家との接点が重要な役割を果たしていると推察される。

次に、立候補を断念した人のうち「立候補を断念した理由」として、「非常に課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が高い女性の上位 5 項目は、順に「立候補にかかる資金の不足」(61.6%)、「知名度の不足」(60.2%)、「専門性や経験の不足」(60.2%)、「選挙運動とその準備の方法が分からない」(56.4%)、「仕事や家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい」(54.6%)であった（図 4-1-21）。

（立候補を断念した人）

図 4-1-21 立候補を断念した理由とその程度（SA）：基本集計結果（再掲）

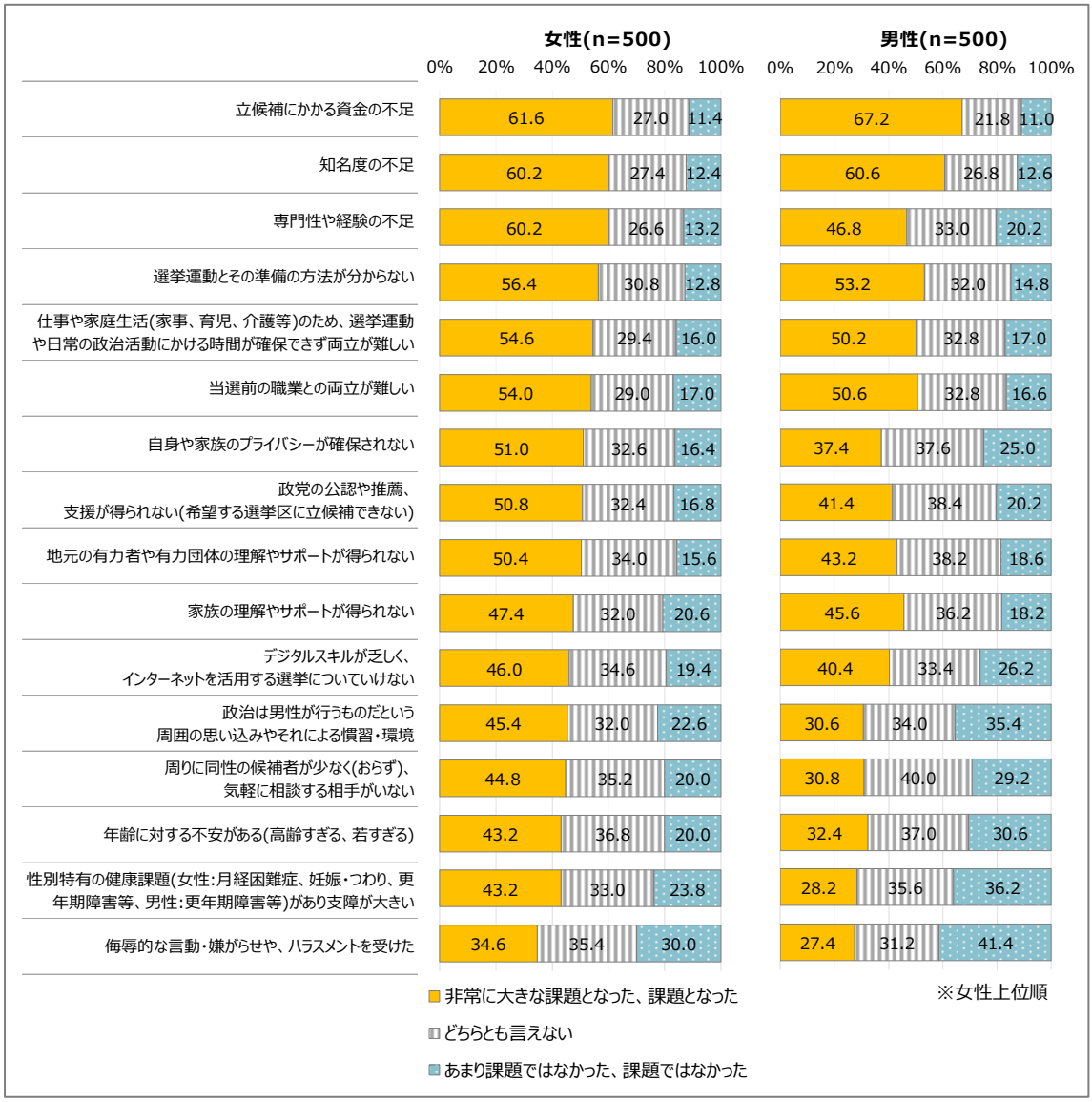

男女別でみると、全 16 項目中 14 項目について、女性の方が「非常に大きな課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が高かったため、同じ事柄であっても、女性の方が壁と感じていることが読みとれる。

また、立候補を断念した女性が「立候補を断念した理由」として男性の回答と 10 ポイント以上の差がある項目は、順に、「性別特有の健康課題（女性：月経困難症、妊娠・つわり、更年期障害等、男性：更年期障害等）があり支障が大きい」、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」、「周りに同性の候補者が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない」、「自身や家族のプライバシーが確保されない」、「専門性や経験

の不足」、「年齢に対する不安がある（高齢すぎる、若すぎる）」であった（表 4-1-22）。

（立候補を断念した人）

表 4-1-22 立候補を断念した理由とその程度（SA）：性差ポイント順位表（再掲）

順位 (性差ポイント順)	調査項目	女性 (n=500)	男性 (n=500)	性差ポイント (女性－男性)
1	**性別特有の健康課題(女性：月経困難症、妊娠・つわり、更年期障害等、男性：更年期障害等）があり支障が大きい**	**43.2 (14位)**	**28.2 (15位)**	**+15.0**
2	**政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境**	**45.4 (12位)**	**30.6 (14位)**	**+14.8**
3	**周りに同性の候補者が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない**	**44.8 (13位)**	**30.8 (13位)**	**+14.0**
4	**自身や家族のプライバシーが確保されない**	**51.0 (7位)**	**37.4 (11位)**	**+13.6**
5	**専門性や経験の不足**	**60.2 (2位)**	**46.8 (6位)**	**+13.4**
6	**年齢に対する不安がある（高齢すぎる、若すぎる）**	**43.2 (14位)**	**32.4 (12位)**	**+10.8**
7	政党の公認や推薦、支援が得られない（希望する選挙区に立候補できない）	50.8 (8位)	41.4 (9位)	+9.4
8	地元の有力者や有力団体の理解やサポートが得られない	50.4 (9位)	43.2 (8位)	+7.2
8	侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた	34.6 (16位)	27.4 (16位)	+7.2
10	デジタルスキルが乏しく、インターネットを活用する選挙についていけない	46.0 (11位)	40.4 (10位)	+5.6
10	立候補にかかる資金の不足	61.6 (1位)	67.2 (1位)	▲5.6
12	仕事や家庭生活(家事、育児、介護等)のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい	54.6 (5位)	50.2 (5位)	+4.4
13	当選前の職業との両立が難しい	54.0 (6位)	50.6 (4位)	+3.4
14	選挙運動とその準備の方法が分からない	56.4 (4位)	53.2 (3位)	+3.2
15	家族の理解やサポートが得られない	47.4 (10位)	45.6 (7位)	+1.8
16	知名度の不足	60.2 (2位)	60.6 (2位)	▲0.4

※男女の回答割合は「非常に大きな課題となった」及び「課題となった」の合計
※性差ポイント＋10ポイント以上及び▲10ポイント以上を太字

さらに性・年代別で分析したところ、女性のうち 20～30 代の若年層については、全 16 項目中 9 項目について、「非常に大きな課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が他の年代より高かった。また、男性のうち 20～30 代の若年層については、全 16 項目中 10 項目について同様の傾向がみられた（図 4-1-23）。

男女ともに、若年層になるほど「非常に大きな課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が高かった項目は、「政党の公認や推薦、支援が得られない（希望する選挙区に立候補できない)」、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」、「周りに同性の候補者が少なく（おらず)、気軽に相談する相手がいない」、「侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた」であった。

（立候補を断念した人）

図 4-1-23 立候補を断念した理由とその程度（SA）：性・年代別クロス結果（再掲）

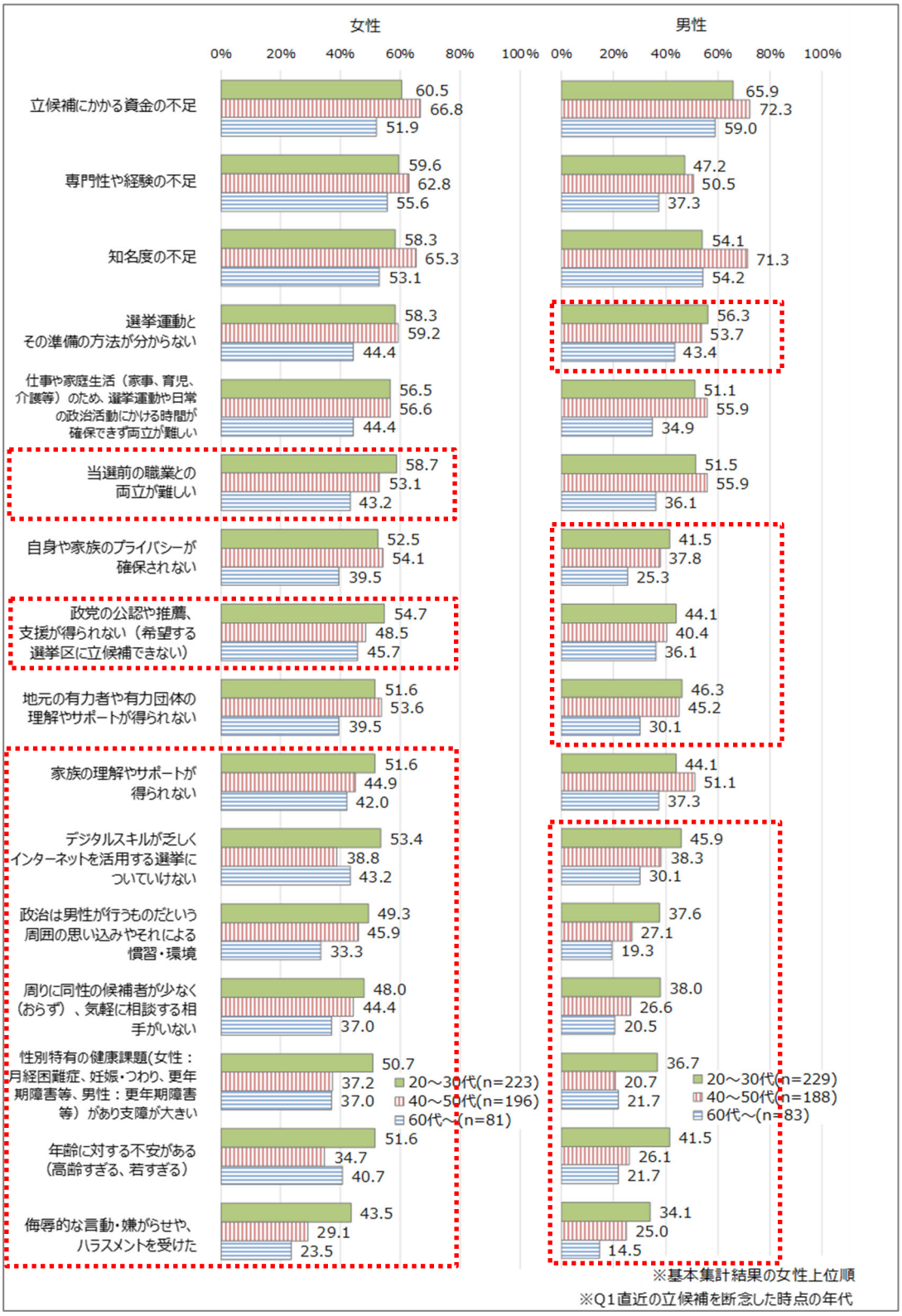

5.2　立候補決断から投開票までの壁

立候補をしたが当選しなかった人と実際に立候補を決断し当選した地方議会議員の調査結果（4 章掲載）を比較し、立候補をしたが当選しなかった女性と実際に立候補を決断し当選した地方議会議員の女性との差は何か、立候補を決断してから投開票まで又は当選までに、どのような障壁があるかを考察する。

立候補をしたが当選しなかった人のうち、女性が「立候補を決断してから投開票が行われるまでの課題」として、「非常に課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が高い上位 5 項目は、順に「立候補にかかる資金の不足」(73.2%)、「当選前の職業との両立が難しい」(61.0%)、「家族の理解やサポートが得られない」(58.5%)、「選挙運動とその準備の方法が分からない」(56.1%)、「専門性や経験の不足」(56.1%)、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」(56.1%)、「デジタルスキルが乏しく、インターネットを活用する選挙についていけない」(56.1%)であった（図 4-2-16)。

（立候補をしたが当選しなかった人）

図 4-2-16 立候補を決断してから投開票が行われるまでの課題とその程度（SA）：基本集計結果（再掲）

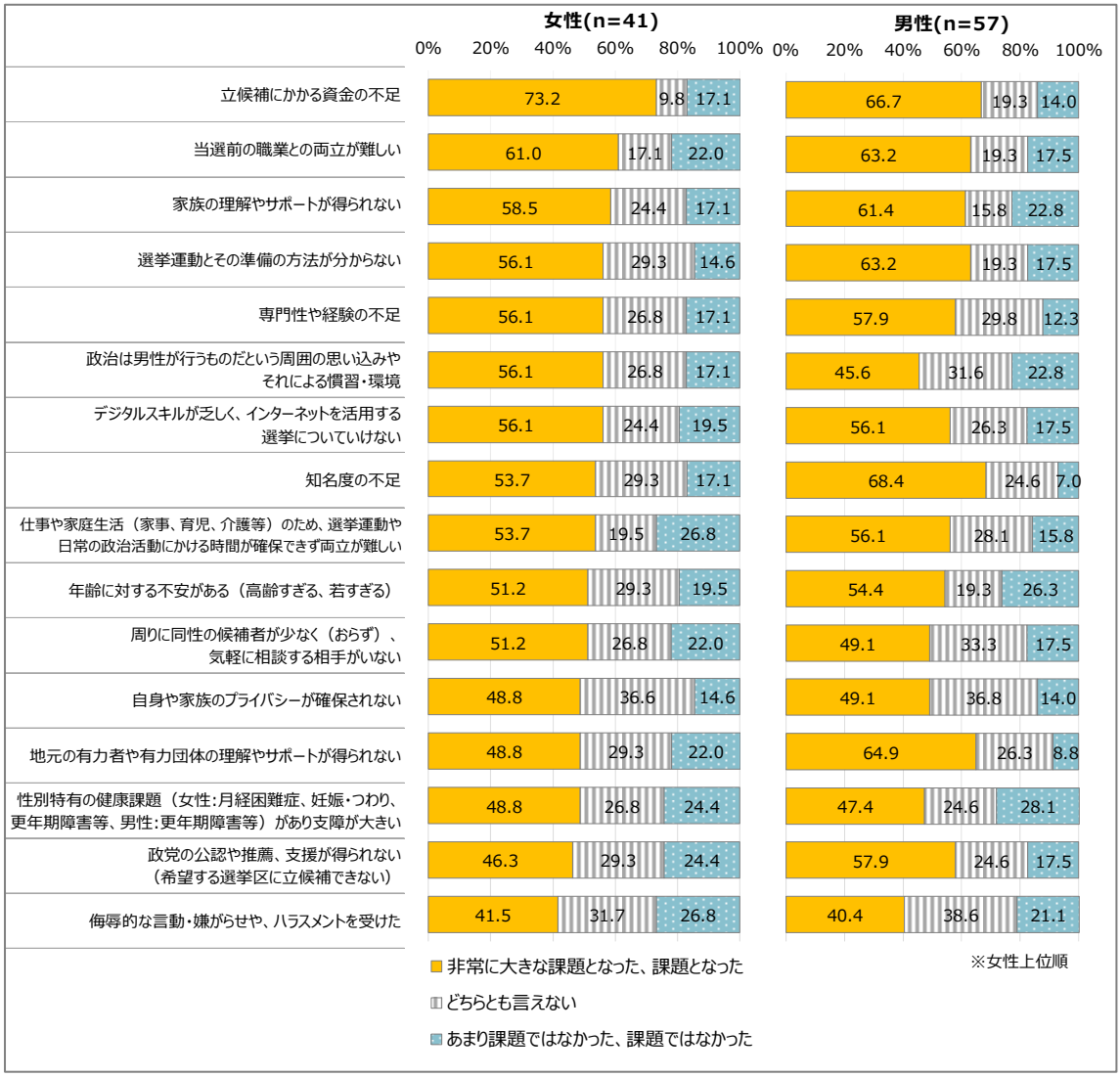

一方、地方議会議員のうち、女性が「立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度」として、「非常に課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が高い上位5項目は、順に「知名度の不足」(61.7%)、「選挙運動とその準備の方法が分からない」(52.2%)、「専門性や経験の不足」(51.7%)、「自身や家族のプライバシーが確保されない」(38.3%)、「仕事や家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい」(36.7%)であった（図 4-3-25）。

（地方議会議員）

図 4-3-25 立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度（SA）：基本集計結果（再掲）

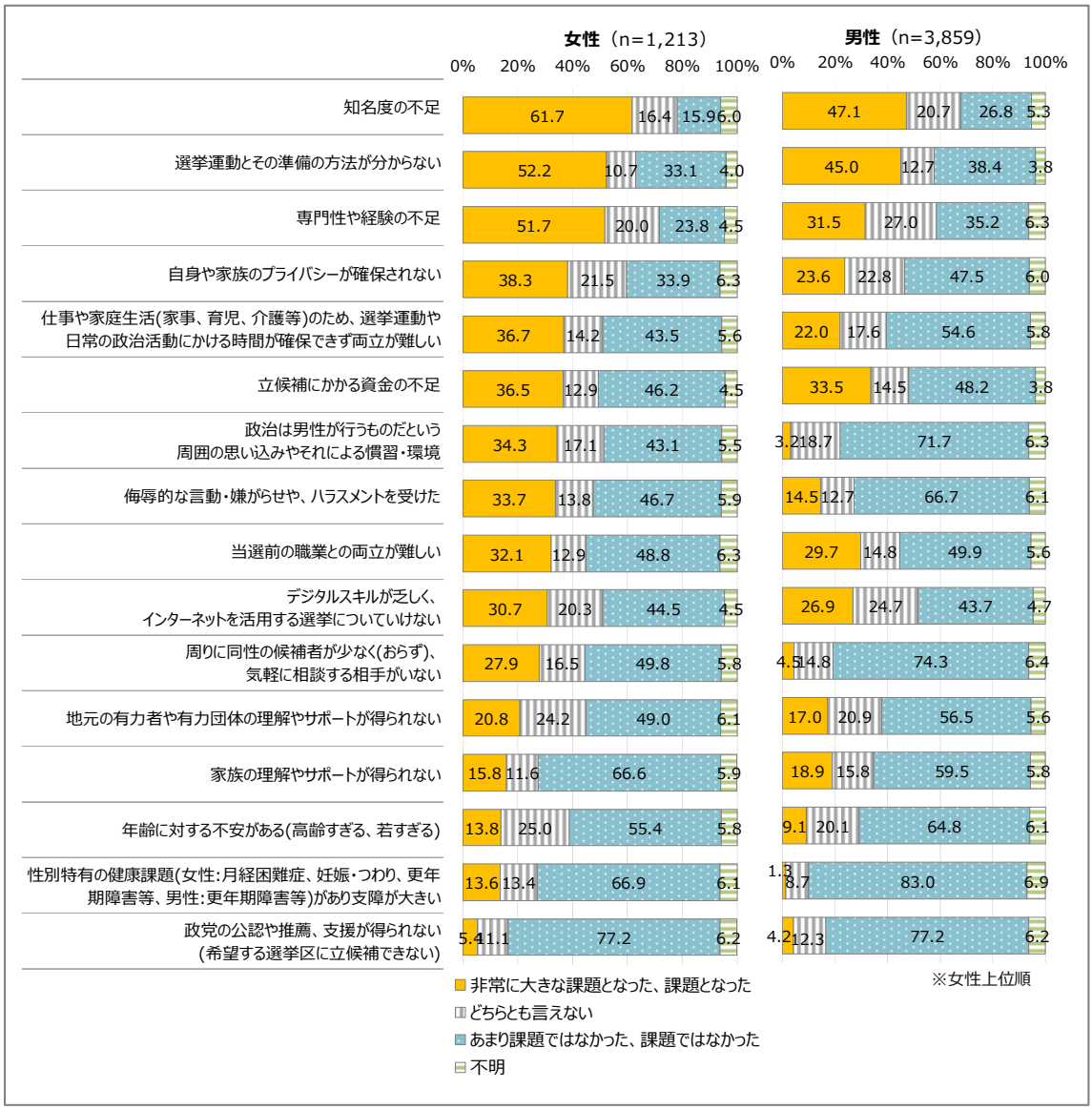

立候補をしたが当選しなかった女性の回答の上位 5 項目について、地方議会議員の女性の回答を比較すると、最も回答割合の差があったものは「家族の理解やサポートが得られない」が 42.7 ポイント、次いで、「立候補にかかる資金の不足」が 36.7 ポイント、「当選前の職業との両立が難しい」が 28.9 ポイントであった。立候補をしたが当選しなかった女性と地方議会議員の女性において、周囲の理解や支援等に、ギャップがあるものと推察される。

一方、立候補をしたが当選しなかった女性の回答の上位 5 項目について、地方議会議員の女性の回答が 5 ポイント以内の差であったものは「専門性や経験の不足」及び「選挙運動

とその準備の方法が分からない」であり、当落を問わず立候補した女性に共通する障壁であると考えられる（表 5-1）。

表 5-1 立候補をしたが当選しなかった人の「立候補を決断してから投開票が行われるまでの課題とその程度」と地方議会議員の「立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度」（SA）の女性の上位５項目の比較表

立候補をしたが当選しなかった人	地方議会議員
立候補を決断してから投開票が行われるまでの課題とその程度（女性の上位５項目）	立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度（女性の上位５項目）
立候補にかかる資金の不足（73.2）	知名度の不足（61.7）
当選前の職業との両立が難しい（61.0）	**選挙運動とその準備の方法が分からない（52.2）**
家族の理解やサポートが得られない（58.5）	**専門性や経験の不足（51.7）**
選挙運動とその準備の方法が分からない（56.1）	自身や家族のプライバシーが確保されない（38.3）
専門性や経験の不足（56.1）	仕事や家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい（36.7）
政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境（56.1）	
デジタルスキルが乏しく、インターネットを活用する選挙についていけない（56.1）	

5.3 議員活動の壁

立候補を決断し当選した現職の地方議会議員について、立候補決断から当選までの課題、当選後の議員活動の課題、今後の立候補予定（続投の意思の有無）及び立候補しない場合の理由の調査結果（４章掲載）を比較し、議員活動前後でどのような障壁に直面しているを考察する。

地方議会議員のうち、女性が「議員活動を行う上での課題とその程度」として、「非常に課題となった」又は「課題となった」と回答した割合が高い上位５項目は、順に「専門性や経験の不足」(51.3%)、「任期満了後（失職後）のキャリアや生活への不安」(44.4%)、「自身や家族のプライバシーが確保されない」(40.4%)、「人脈・ネットワークの不足」(40.1%)、「侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた」(40.1%)であった（図 4-3-32）。

（地方議会議員）

図 4-3-32 議員活動を行う上での課題とその程度（SA）：基本集計結果（再掲）

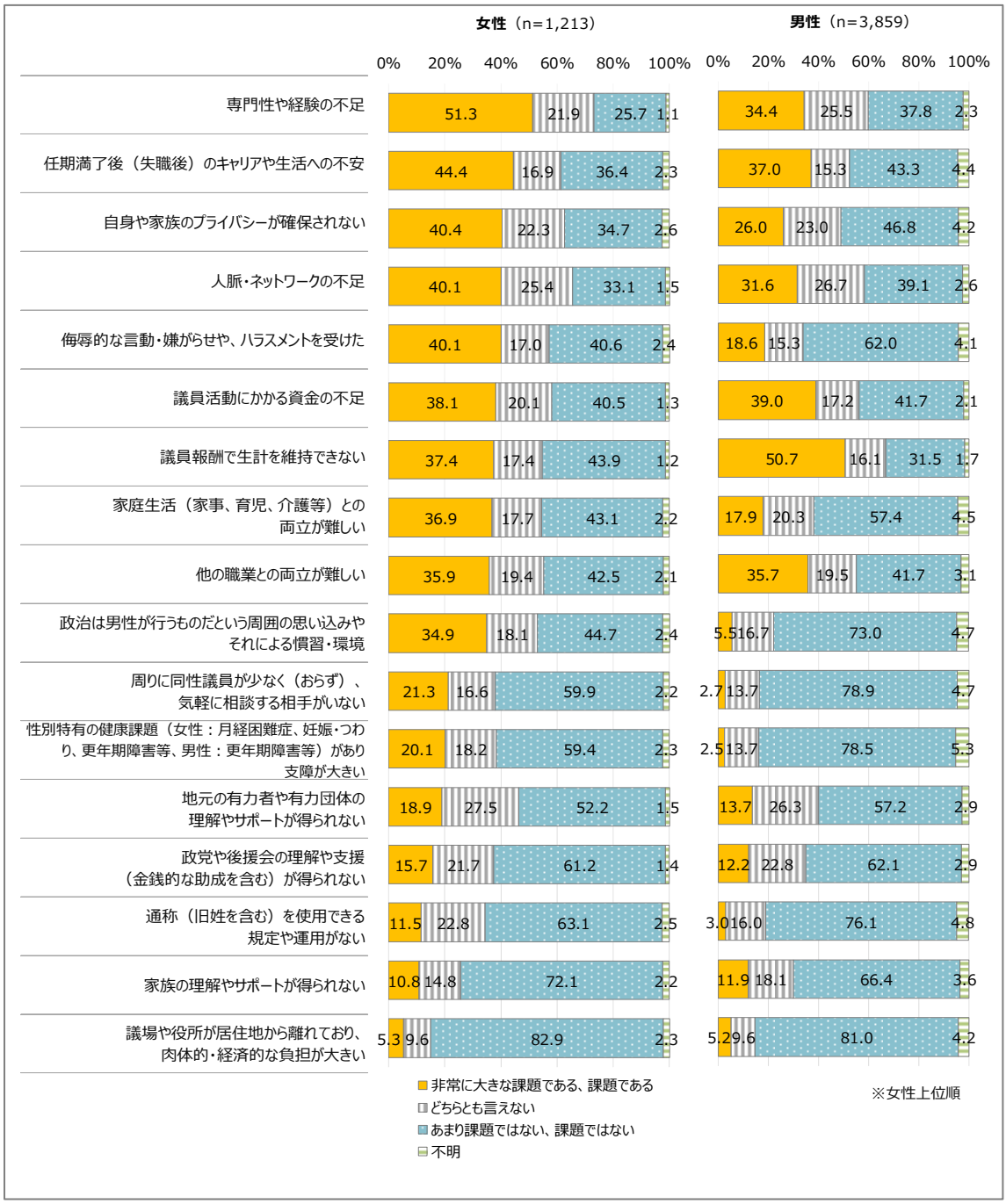

また、地方議会議員の女性が「議員活動を行う上での課題とその程度」として男性の回答と 10 ポイント以上の差がある項目は、順に「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」、「侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた」、「家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい」、「周りに同性の候補者が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない」、「性別特有の健康課題（女性：月経困難症、妊娠・つわり、

更年期障害等、男性：更年期障害等）があり支障が大きい」、「専門性や経験の不足」、「自身や家族のプライバシーが確保されない」であった（表 4-3-33）。

（地方議会議員）

表 4-3-33 議員活動を行う上での課題とその程度（SA）：性差ポイント順位表（再掲）

順位 (性差ポイント順)	調査項目	女性 (n=1,213)	男性 (n=3,859)	性差ポイント (女性－男性)
1	**政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境**	**34.9** **(10位)**	**5.5** **(13位)**	**+29.4**
2	**侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた**	**40.1** **(4位)**	**18.6** **(8位)**	**+21.5**
3	**家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい**	**36.9** **(8位)**	**17.9** **(9位)**	**+19.0**
4	**周りに同性議員が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない**	**21.3** **(11位)**	**2.7** **(16位)**	**+18.6**
5	**性別特有の健康課題（女性：月経困難症、妊娠・つわり、更年期障害等、男性：更年期障害等）があり支障が大きい**	**20.1** **(12位)**	**2.5** **(17位)**	**+17.6**
6	**専門性や経験の不足**	**51.3** **(1位)**	**34.4** **(5位)**	**+16.9**
7	**自身や家族のプライバシーが確保されない**	**40.4** **(3位)**	**26.0** **(7位)**	**+14.4**
8	**議員報酬で生計を維持できない**	**37.4** **(7位)**	**50.7** **(1位)**	**▲13.3**
9	人脈・ネットワークの不足	40.1 (4位)	31.6 (6位)	+8.5
9	通称（旧姓を含む）を使用できる規定や運用がない	11.5 (15位)	3.0 (15位)	+8.5
11	任期満了後（失職後）のキャリアや生活への不安	44.4 (2位)	37.0 (3位)	+7.4
12	地元の有力者や有力団体の理解やサポートが得られない	18.9 (13位)	13.7 (10位)	+5.2
13	政党や後援会の理解や支援（金銭的な助成を含む）が得られない	15.7 (14位)	12.2 (11位)	+3.5
14	家族の理解やサポートが得られない	10.8 (16位)	11.9 (12位)	▲1.1
15	議員活動にかかる資金の不足	38.1 (6位)	39.0 (2位)	▲0.9
16	他の職業との両立が難しい	35.9 (9位)	35.7 (4位)	+0.2
17	議場や役所が居住地から離れており、肉体的・経済的な負担が大きい	5.3 (17位)	5.2 (14位)	+0.1

※男女の回答割合は「非常に大きな課題である」及び「課題である」の合計

※性差ポイント＋10ポイント以上及び▲10ポイント以上を太字

また、地方議会議員へ「今後の立候補予定（続投の意思の有無）」と「立候補しない場合の理由」を確認したところ、女性が「立候補しない」又は「検討中・分からない」と回答した理由として「あてはまる」又は「ややあてはまる」と回答した割合が高い上位 5 項目は、順に「年齢に対する不安がある（高齢すぎる、若すぎる）」(42.5%)、「自身や家族のプライバシーが確保されない」(27.3%)、「家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい」(26.0%)、「議員報酬で生計を維持できない」(19.9%)、「侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた」(19.8%)であった（図 4-3-70）。

（地方議会議員）

図 4-3-70 「立候補しない」又は「検討中・分からない」の理由（SA）：基本集計結果（再掲）

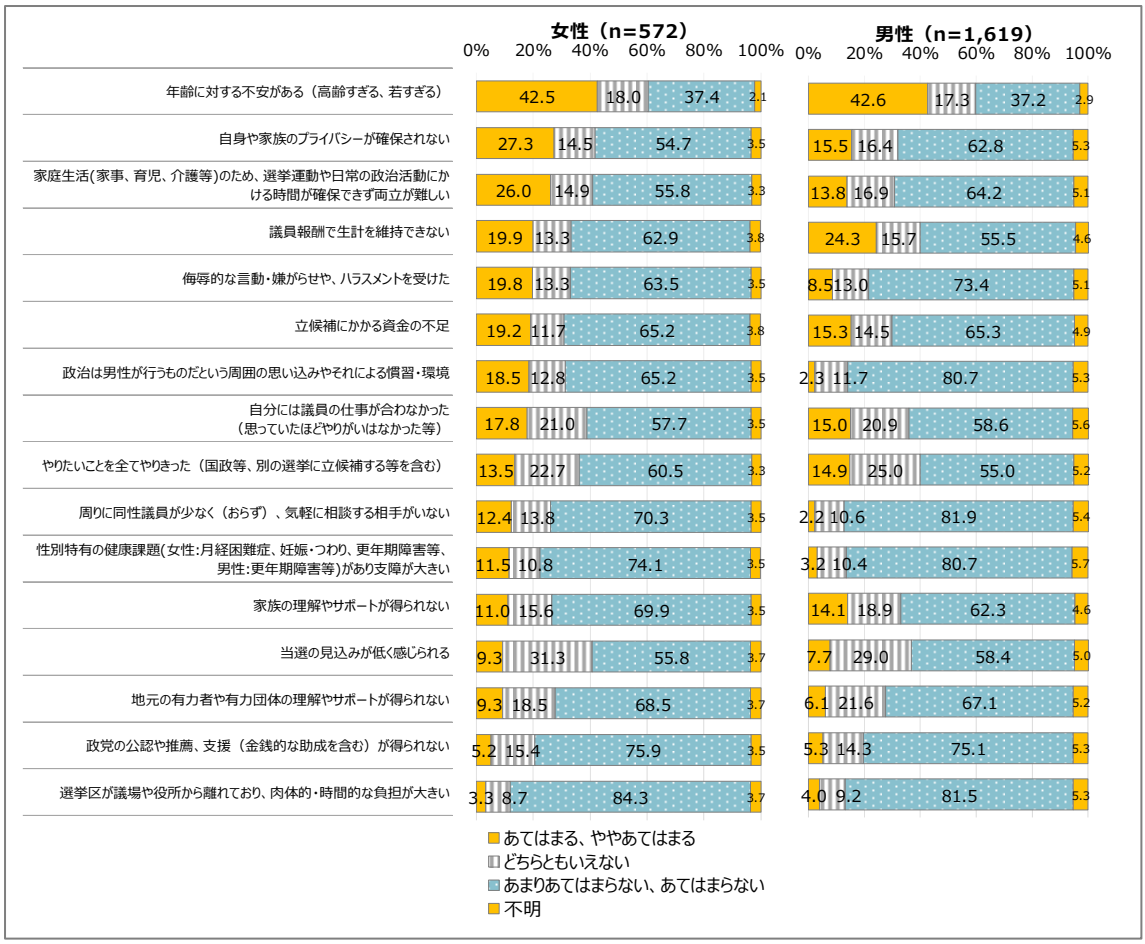

地方議会議員について「立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度」と「議員活動上の課題とその程度」及び「立候補しない場合の理由」について、男女間の回答割合の差が 10 ポイント以上ある項目を上位順に整理すると、次の通りとなった（表 5-2）。

表 5-2 地方議会議員の「立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度」、「議員活動を行う上での課題とその程度」及び「立候補しない場合の理由」(SA) の性差ポイントの比較表

地方議会議員		
立候補を決断してから当選するまでの間の課題とその程度	議員活動を行う上での課題とその程度	立候補しない場合の理由
政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境（＋31.1）	**政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境（＋29.4）**	**政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境（＋16.2）**
周りに同性の候補者が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない（＋23.4）	侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた（＋21.5）	家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい（＋12.2）
専門性や経験の不足（＋20.2）	家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい（＋19.0）	自身や家族のプライバシーが確保されない（＋11.8）
侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた（＋19.2）	周りに同性議員が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない（＋18.6）	侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた（＋11.3）
自身や家族のプライバシーが確保されない（＋14.7）	性別特有の健康課題（女性：月経困難症、妊娠・つわり等、男性：更年期障害等）があり支障が大きい（＋17.6）	周りに同性議員が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない（＋10.2）
仕事や家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動や日常の政治活動にかける時間が確保できず両立が難しい（＋14.7）	専門性や経験の不足（＋16.9）	
知名度の不足（＋14.6）	自身や家族のプライバシーが確保されない（＋14.4）	
性別特有の健康課題（女性：月経困難症、妊娠・つわり等、男性：更年期障害等）があり支障が大きい（＋12.3）		

※各設問において性差ポイント（女性−男性）が＋10以上の上位順

当選する前も、当選した後も、女性は「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」を最も大きな課題と感じている。

5.4 調査結果から導かれる障壁への対策

本章の考察を踏まえれば、引き続き、固定的性別役割分担意識の解消に取り組みつつ、特に立候補を検討又は決断した方々へ相談支援や研修を行うこと、現職の議員にはハラスメント対策や両立支援を届けることが、最も大きなニーズに応えることになるものと考えられる。

以下に、女性が政治参画をする上での障壁とその対策についての方向性を示す。

① 固定的な性別役割分担意識への対応

令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画の視点から見ると、明示的に性別による区別を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある」とされており、男女共同参画社会の形成全般において固定的な性別役割分担意識が大きな課題とされているところであるが、政治分野についても例外ではない。

立候補を断念した人、立候補をしたが当選しなかった人、地方議会議員のいずれにおいても、多くの女性が、政治は男性が行うものだという周囲の思い込み等を課題だと考えていることが分かった。逆に、それを課題だと捉えている男性は少なく、こうした思い込みは女性

が政治に参画するに当たって不利に働いていると思われる。男女共同参画社会に関する世論調査（令和 6 年 9 月調査）においても、「政治の場において男女の地位は平等になっていると思うか」との問いに対し、男性の方が優遇されているとする者の割合が 87.9%、女性の方が優遇されているとする者の割合が 2.1%と、大きな差がついており、政治は男性のものとの考えや女性が政治に参画しにくい環境が根付いていると考えられる。

また、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が 2022 年に実施した全国家庭動向調査によると、我が国の家庭における妻と夫の 1 日の平均家事時間は、平日で妻が 4 時間 7 分、夫が 47 分であり、家事の分担割合は、現在も女性がその 8 割を担っている。本調査においても、女性の地方議会議員の多くが「議員活動を行う上での課題」に「家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい」を挙げており、女性の 8 位（36.9%）、男女差では 3 位（＋19.0 ポイント）であった。家事や育児等は女性が行うものという思い込み等が、女性の政治参画の障壁となっていると考えられる。

当然ながら、政治は男性だけのものではなく、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、無意識のものを含めて、そうした思い込みに気づき、行動を改めていくための研修等を実施するとともに、広報啓発等を通じて、社会全体で意識を変えていく必要があると考えられる。

また、男女問わず、未来を担う若年世代が政治を身近なものとして考えられるよう、小・中・高等学校等において、主権者教育の取組をさらに推進していくことが重要である。実施に当たっては、地方議会や教育委員会、選挙管理委員会など多様な機関が連携し、政治的中立性を確保した上での出前授業、模擬議会や地域リーダー研修等の実施により、若年世代が、政治や地域課題について多様な意見に触れて議論し、相互理解を深められるような実践的な場を設けることが重要であると考えられる。

加えて、女性の視点に立った政策提言や政治参加意欲の向上を目的とした「女性模擬議会」の開催など、住民・議員双方の意識改革や多様な意見の反映に繋がる実践的な取組も有効と考えられる。

② ハラスメントに関する状況と対策など

地方議会議員への調査において、「選挙運動や議員活動、日常的な政治活動において、自身や家族、支援者等が有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたか」を尋ねたところ、「ハラスメントを受けた」と回答した女性の割合は 53.8%で、実に女性の 2 人に 1 人が、自身や家族、支援者等がハラスメントを受けたと回答している。男女差は 30.2 ポイントと大きく、女性の方がハラスメントの対象となりやすいことが伺える。また、「ハラスメントを受けたことはなく、直接又は間接に見聞きしたこともない」と回答した男性は 41.0%となっており、同じように回答した女性が 19.5%であることを踏まえると、女性がハラスメント

と受け止めたことについて、男性は同様に受け止めていない場合もあることが伺える結果であった。性・年代別クロス分析の結果をみると、同じ女性でも 20～30 代と 60 代以降では「ハラスメントを受けたことはなく、直接又は間接に見聞きしたこともない」と回答した割合に 18.4 ポイントもの差があり、ハラスメントに関する意識の差は、男女間、世代間で大きく乖離していた。

今回の調査では、ハラスメントについて行為者や態様といった詳細も調べたところ、ハラスメントを誰から受けたかという問について、女性の地方議会議員では「他の候補者・その支持者・同僚議員から」(65.7%) と回答した割合が最も多く、次いで「有権者から」(64.0%) であった。本人が受けたハラスメントの内容については、「暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ」(72.0%) の回答割合が最も高かったが、男性の回答と 10 ポイント以上の差がある項目は「性別による無意識の思い込みからくる侮辱的な態度や発言」(＋36.8 ポイント)、「触る、抱きつく等の身体的な接触や付きまとい、ストーキング」(＋21.7 ポイント)、「性的な言葉等による嫌がらせ」(＋21.5 ポイント)であった。

こうしたハラスメントへの対策について、「有権者、支援者、議員等からのハラスメントをなくすために、有効と思われる議会又は選挙管理委員会での取組」を尋ねたところ、女性の地方議会議員では「ハラスメントを行った者に対する勧告等の被害防止措置」(72.1%) と回答した割合が最も多く、次いで「ハラスメント相談窓口の設置・相談体制の整備」(70.5%)、「ハラスメント防止又は倫理に関する規定の整備」(69.2%) であった。また、政党・会派に所属している方へ、「有権者、支援者、議員等からのハラスメントをなくすために、有効と思われる政党・会派での取組」を確認したところ、女性の地方議会議員では「ハラスメントを行った者に対する勧告等の被害防止措置」(71.9%) と回答した割合が最も多く、次いで「ハラスメント相談窓口の設置・相談体制の整備」(71.3%)、「議員や議員を補助する者等へのハラスメント防止研修の実施」(70.5%) であった。

本調査では議員本人や家族等が受けたハラスメントについて議員本人へ調査しているため、政治分野におけるハラスメント状況の一側面であることに注意が必要だが、女性の政治参画の促進においては、令和 2 年度調査結果に引き続き、ハラスメント対策が喫緊の課題であることを示す結果であった。

この喫緊の課題に対応するためには、現職の地方議会議員のみならず、立候補者も対象として、ハラスメントの未然防止と発生した場合の適切な対応の両面から対策を講じていくことが不可欠である。

未然防止の観点からは、研修等を通じて議会や選挙に関わる広範な人々の意識啓発を徹底することが重要である。内閣府では、令和 2 年度障壁調査に基づき、令和 3 年に「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を作成し、衆議院及び参議院の事務局、都道府県及

び市町村の議会や男女共同参画の所管部署、三議長会等への周知を実施している。既に議会や政党等によるハラスメント防止に向けた研修が実施されているものの、より広く、継続的な取組が求められる。

加えて、現職議員、立候補者などの安全確保やプライバシー保護の観点から、関係する主体が、それぞれの立場・役割に応じて政治分野におけるプライバシー保護の在り方を検討し、必要な対策を講ずることも求められる。

なお、研修教材や広報媒体の作成にあたっては、女性のみならず、男性もハラスメント被害を受けていることにも留意が必要である。女性のみの被害を想定するのではなく、男女ともに被害を受ける可能性があることを前提とした配慮も必要である。

③ 政治活動・議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）・職業生活との両立

地方議会議員のうち、「議員活動を行う上での課題」として「家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい」と回答した割合は、女性全体では 8 位で 36.9%であったが、性・年代別で分析すると、20～30 代の女性の 2 位（63.6%）、40～50 代の女性の 4 位（47.8%）であり、若年層ほど課題と感じる割合が高まっている。

両立状況のみを取り上げた設問「選挙運動や議員活動、日常的な政治活動と家庭生活との両立を行う上で課題」によると、「両立に課題があった」と回答した割合は、地方議会議員の女性は 73.6%、男性は 36.4%であった。両立を行う上で課題となっている家庭生活の内容は、男女ともに「家事」（女性 78.5%、男性 52.8%）と回答した割合が最も多かったが、女性の方が 25 ポイント以上高かった。次いで「育児」（女性 40.3%、男性 41.6%）であった。立候補を断念した人でも、「両立に課題があった」と回答した割合は、女性 67.4%、男性 43.2%、立候補したが当選しなかった人では、女性 73.2%、男性 59.6%であった。

また、地方議会議員の結果において、同居しているこどもの年齢別で分析すると、小学生以下のこどもと同居している女性は「育児」（92.7%）、中学生以上のこどもと同居している女性は「家事」（84.2%）と回答した割合が最も高かった。両立が課題となる家庭生活の内容は、男女、年代、同居しているこどもの年齢により、様々であることが伺える。

さらに「議員活動や日常的な政治活動と家庭生活の両立における支障とその程度」を尋ねると、女性では「宿泊を伴う視察・出張」（56.0%）と回答した割合が最も多く、次いで「地域行事への参加」（50.7%）であった。男性の回答と 10 ポイント以上の差がある項目は、「宿泊を伴う視察・出張」（＋13.9 ポイント）の他に、「託児スペースや授乳室等の議員が利用できる設備の未整備」（＋12.2 ポイント）、「育児・介護等を事由とするオンライン委員会の未

整備」（＋11.4 ポイント）、「会議規則における出産・育児・介護等に関する欠席規定の未整備」（＋11.1 ポイント）であった。

令和３年に三議長会は標準会議規則における欠席規定について、欠席事由の例示として、「育児、介護」を追加するとともに、産前 6 週産後 8 週の範囲内を欠席事由として取り扱う規定を新設した。内閣府が令和６年度に実施した「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」に関する調査によると、都道府県議会においては、育児及び家族の介護を欠席事由として明文化している議会の割合が、令和２年度調査に比べて大きく増加し、いずれも全体の９割を超えている。また、同様に、市区町村議会においても、全体の８割５分を超えており、かなり整備が進んできたと言える。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の令和３年６月改正においては、国及び地方公共団体に、議員活動と家庭生活の両立支援を行う義務が新たに課せられている。特に若い世代などの多様な人材の政治参画を促進するため、妊娠などの性別特有の健康課題などにも留意しつつ、更なる環境整備や支援策を検討していく必要がある。例えば、議会における欠席事由に関する規定の整備が進んできたことを踏まえ、まずは、制度を利用しやすくするための周知徹底や欠席届提出手続のオンライン化など運用面の工夫を進めることが重要である。その上で、制度の内容について必要に応じて適宜見直しを行っていくことも重要である。また、委員会あるいは、日常的な政治活動・議員活動そのものについて、予算措置、委員会条例における規定整備、セキュリティ対策などを講じた上でオンライン等の ICT 活用を進めていくことが期待されるところである。

各地において、議員のなり手不足が問題とされている状況である。特に議員報酬の水準が低い小規模な市町村等においては、専業で生計を維持することが困難な場合も少なくない中、日時を問わず政治活動・議員活動に従事する必要があり、家庭や他の仕事との両立も不可能という職業環境では、事態はますます深刻化しかねない。夜間・休日の会合の在り方など、旧来からの慣行の見直しも課題となる。こうした活動実態や職業環境については、多様な人材確保の観点から、各方面において検証と改善に向けた議論が期待される。各議会においては実情を踏まえ、これまで当然とされてきた活動内容等を見直すなど、自律的な取組が求められる。

さらに、立候補活動や議員活動と職業生活との両立も重要な課題である。立候補に伴う離職への不安を軽減するための企業における立候補休暇制度や議員任期中の休業・復職制度の検討、そして、こうした取組に対する企業側の理解促進についても更なる議論や取組が進められることが期待される。

④ 相談しやすい環境の整備

地方議会議員の「議員活動を行う上での課題」において、「周りに同性議員が少なく（おらず)、気軽に相談できる相手がいない」と回答した割合は、男性より女性の方が 18.6 ポイント高かった。性・年代別の分析では、20～30 代の女性と 60 代以降の女性では、世代間のポイント差が 10 ポイント以上あり、若年層ほど課題であると認識している割合が高い傾向にあった。

また、立候補を断念した人の「立候補を断念した理由」においても、「周りに同性の候補者が少なく（おらず)、気軽に相談する相手がいない」は性差ポイント順の 3 位（＋14.0 ポイント）であった。

政治分野に参画しようとする女性が抱える課題は多岐にわたるが、困難にぶつかった際に、相談することが出来れば、不安な気持ちが軽減したり、課題を乗り越えるための解決策を見いだせる可能性がある。効果的と思われる取組として、先輩議員によるサポート支援や政党におけるメンター制度、地方自治体や所属団体を超えた女性議員ネットワークの形成や活動支援が求められる。

⑤ 研修の実施や地域活動における役職経験・議会に参画する機会の提供

立候補を断念した人の「立候補を断念した理由」において、「専門性や経験の不足」は、女性の 2 位（60.2%、男性との回答割合の差は＋13.4 ポイント）であり、地方議会議員の「立候補を決断してから当選までの課題」では、女性の 3 位（51.7%、男性との回答割合の差は＋20.2 ポイント)、「議員活動を行う上での課題」では、女性の 1 位（51.3%、男性との回答割合の差は＋16.9 ポイント）であり、当選する前、当選した後、いずれの期間においても、多くの女性が障壁と考えている。

また、地方議会議員の結果について議員のキャリア別に分析すると、女性 1 期目と男性 1 期目では、女性の方が 18.7 ポイントも高く、女性の方がより課題と感じている割合が高かった。

さらに、地方議会議員へ「議員になるに当たって、不足していた専門性や経験」について自由記述で回答をいただき整理したところ、男女ともに最も回答が多かったものは「行財政、地方自治の仕組み」であり、次いで「選挙方法・資金・ノウハウ」に関する内容であった。

今後の対策としては、女性の政治参画に必要な（特に立候補を決断するために必要な）知識や専門性を身に付けられるよう、政治・行政に関する仕組みや選挙に関するノウハウ等を学べる実践的な研修プログラムの開発・提供、各政党等による人材育成のための「政治塾」、

男女共同参画センター等による地域リーダー研修等が活発に行われることが望ましい。また女性がリーダー経験を積めるよう、例えば地域社会における自治会長や町内会長、PTA会長等に女性を積極的に登用するなどの取組も期待される。

さらに、議員と住民が共同で政策づくりを行う「政策サポーター」や、議会運営等に関して住民から広く意見を聴取する「議会モニター」などの住民参画の取組は、政策形成プロセスへの理解を深め、実践的な経験を積む機会となるだけでなく、実際の立候補に繋がった例もあるため、多様な人材を議員のなり手として涵養していく観点からも有用と考えられる。

5.5　女性の政治参画の影響

女性議員の存在による所属議会への影響について、男女ともに「議論の内容が多様化し多様な住民ニーズが政策に反映されている」（女性 71.4%、男性 51.3%）と回答した割合が最も高かった（図 4-3-74）。

（地方議会議員）

図 4-3-74 女性議員の存在による所属議会への影響（SA）：基本集計結果（再掲）

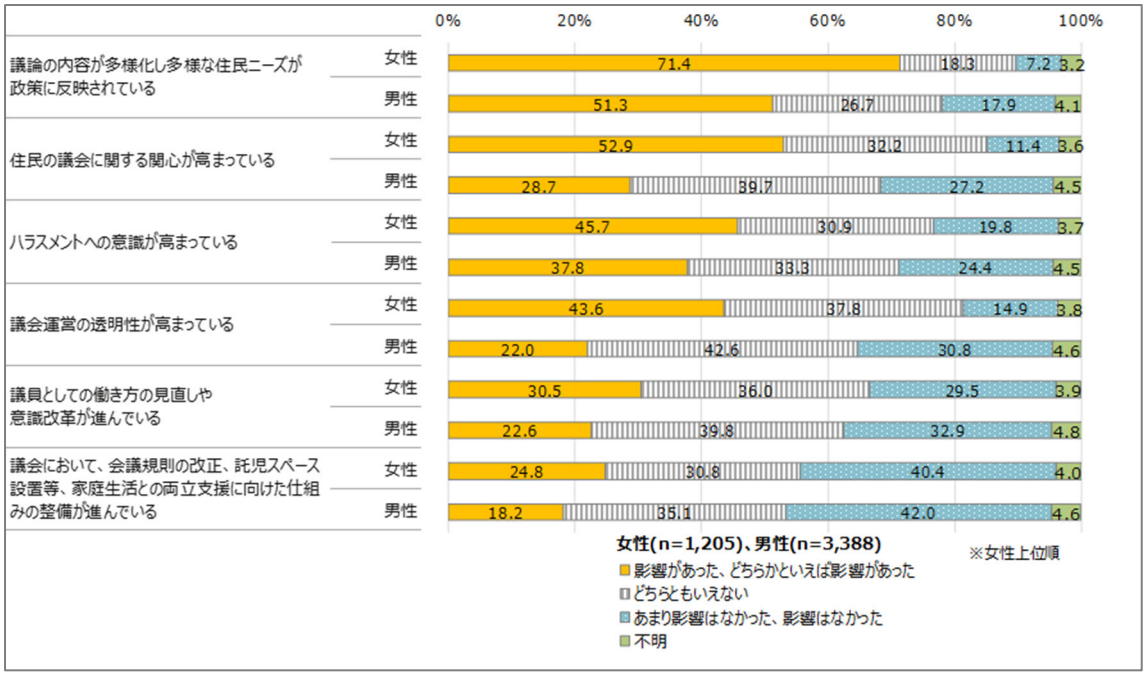

男女間の差が最も大きかったものは「住民の議会に関心が高まっている」で、女性の方が 24.2 ポイント高かった。次に「議会運営の透明性が高まっている」（＋21.6 ポイント）、「議論の内容が多様化し多様な住民ニーズが政策に反映されている」（＋20.1 ポイント）であっ

た（表 4-3-75）。

表 4-3-75 女性議員の存在による所属議会への影響（SA）：性差ポイント順位表（再掲）

順位 （性差ポイント順）	調査項目	女性 (n=1,205)	男性 (n=3,388)	性差ポイント （女性－男性）
1	**住民の議会に関する関心が高まっている**	**52.9 (2位)**	**28.7 (3位)**	**+24.2**
2	**議会運営の透明性が高まっている**	**43.6 (4位)**	**22.0 (5位)**	**+21.6**
3	**議論の内容が多様化し多様な住民ニーズが政策に反映されている**	**71.4 (1位)**	**51.3 (1位)**	**+20.1**
4	議員としての働き方の見直しや意識改革が進んでいる	30.5 (5位)	22.6 (4位)	+7.9
5	ハラスメントへの意識が高まっている	45.7 (3位)	37.8 (2位)	+7.9
6	議会において、会議規則の改正、託児スペース設置等、家庭生活との両立支援に向けた仕組みの整備が進んでいる	24.8 (6位)	18.2 (6位)	+6.6

※男女の回答割合は「影響があった」及び「どちらかといえば影響があった」の合計

※性差ポイント＋10ポイント以上及び▲10ポイント以上を太字

さらに所属議会における女性議員の割合別で分析すると、女性議員の割合が高い議会ほど、女性議員が存在することで所属議会へ良い影響を与えていると考える議員が多いことが分かる（表 5-3）。

表 5-3 女性議員の存在による所属議会への影響（SA）：所属議会における女性議員の割合別クロス結果

順位 （女性上位順）	項目	所属議会における女性議員割合		ポイント差 （30%以上-0%超～10%未満）
		0%超～10%未満	30%以上	
1	議論の内容が多様化し多様な住民ニーズが政策に反映されている	41.7	66.4	+24.7
2	住民の議会に関する関心が高まっている	28.3	39.6	+11.3
3	ハラスメントへの意識が高まっている	30.8	44.6	+13.8
4	議会運営の透明性が高まっている	21.6	32.9	+11.3
5	議員としての働き方の見直しや意識改革が進んでいる	19.0	32.2	+13.2
6	議会において、会議規則の改正、託児スペース設置等、家庭生活との両立支援に向けた仕組みの整備が進んでいる	13.0	26.0	+13.0

また、地方議会議員へ「女性議員の存在によってもたらされた所属議会における良い変化」について自由記述にて尋ねところ、「教育や福祉サービスにおいて女性が日々受け取る立場になることが多い為、よりきめ細やかな改善につながっている」、「市民の声を身近に聞き、政策に反映されている」、「議会内に緊張感をもたらし、事務局との連携も取りやすくなってきた」といった回答が多くみられた。

我が国の有権者の 51.7%は女性である。有権者における男女比に鑑みて、極端に男性が多い現状は、やはり何らかの構造的な格差がある歪な状態であると考えられる。

より多くの女性が政治分野に参画できるようになることは、多様性に富み、民主主義をより健全に機能させることにつながるものと考えられるとともに、様々な背景を持つ女性議員がそれぞれの場で活躍する姿は、後に続く女性たちのロールモデルとなり、政治への関心を高め、ひいては新たな立候補者を促すという好循環を生み出すことも期待される。

女性の政治参画の更なる推進に向けて、これまで見てきた障壁が取り払われるよう、各種取組を一層進めていくことが重要である。

参考文献

内閣府（2018（平成 30））「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議員に関する調査研究報告書」

内閣府（2019 及び 2020（平成 31 及び令和 2））「諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」

内閣府（2020（令和 2））「地方公共団体・地方議会の政治分野における男女共同参画の推進に向けた取組事例」

内閣府（2021（令和 3））「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」

内閣府（2023（令和 5））「地方の政治分野における男女共同参画のための取組」

内閣府（2024（令和 6））「男女共同参画社会に関する世論調査」

厚生労働省（2022（令和 4））「全国家庭動向調査」

列国議会同盟（IPU）（2023）「Women in parliament 2023」

列国議会同盟（IPU）（2025）「Women in Politics 2025」

列国議会同盟（IPU）（2025）「Women in parliament 1995-2025」